

司法院釈字第 439 号（1997 年 10 月 30 日）*

争 点

税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるいは同額の担保を 14 日以内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、憲法一六条が保障する人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利に違反するか。

(海關緝私條例第四十九條：「聲明異議案件，如無扣押物或扣押物不足抵付罰鍰或追徵稅款者，海關得限期於十四日內繳納原處分或不足金額二分之一保證金或提供同額擔保，逾期不為繳納或提供擔保者，其異議不予受理」之規定，是否違反憲法第十六條所保障之人民的訴願及訴訟權？)

キーワード

税関（海關）、密輸(走私)、不服申立(訴願)、裁判を受ける権利(訴訟權)

解釈文：税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるいは同額の担保を 14 日以

*翻訳者：李仁森

内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、法定期間内に保証金または同額の担保を提出することができない申立人に、行政救済の機会を喪失されることになり、人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利にかかわる権利に対し必要でない制限であり、憲法一六条が保障する人民の権利との趣旨に抵触するものであり、再び適用すべきものではない。本院かつて出した解釈 211 号に関する部分は、これを変更させるべきである。

解釈理由書：憲法一六条には、人民は訴願〔不服申立〕及び訴訟の権利を有すると定めている。訴願について言えば、人民の権利が公権力により侵害された場合、国家が法により設けられた手続を通じて救済の道が求められることになり、以て法規の正確な適用が維持され、これと共に人民の権利が保障されるものである。こ

の基本権については、憲法二三条の規定によれば、他人の自由の妨害を防止し、緊急の危難を避け、社会秩序を維持し、または公共の利益を増進するための場合に、初めて法律でこれを制限することができる。課税または罰金に関する処分についての行政救済が提起された際に、全額または一定の割合の税金、罰金または担保の提供を条件とした規定は、保証金を納付し、または提出することができない申立人に、行政救済の機会を喪失されることになり、人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利にかかわる権利に対し必要でない制限であり、憲法に合わないとの解釈は、本院の解釈 224 号以来、一貫してきた見解である（本院解釈 288 号、321 号参照。）

税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるいは

は同額の担保を14日以内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、固より税関に具体的な事件を斟酌し、適切な処分を行わせることを授権し、以て処分を受けた者が何らかの理由を口実に異議申立てことにより、処分の執行を遅延させまた避けさせる目的の達成を防止するものであるが、但し同法四九条の一に定めたところによれば、税関は、処分書の送達後、担保なしに直ちに裁判所に仮差押または仮処分を申請することができる以上、原処分の執行は、既に確保できるものになる。一方、処分を受けた者には、暫時に納付しない、まは担保を提供しない仮の救済との規定も欠如しているため、保証金または同額の担保を提出することができない申立て人に、行政救済の機会を喪失されるので、同法四九条の規定は人民の訴願〔日本の行政不服申立てに相当〕や裁判を受ける権利にかかる権利に対

し必要でない制限であり、憲法一六条が保障する人権の権利との趣旨に抵触するものであり、再び適用すべきものではない。本院かつて出した解釈 211 号に関する部分は、これを変更させるべきである。